

2024 年度 理工学研究科

教職課程

自己点検・評価報告書



2025 年 3 月 31 日

目次

1. 現状分析	3
2. 分析を踏まえた長所と問題点	9
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	9
4. 根拠資料	10

1. 現状分析

評価項目① 教育理念・学修目標

< 評価の視点 >

- **教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況**

具体的かつ明確な形で設定されているか、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画との関係が必要に応じて意識されているか

- **教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス**

学生や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われているか

- **教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況**

一人一人の学生が教職課程での学修を通じて得た自らの学びの成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われているか

1-1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

理工学研究科の教職課程は、「教育職員免許法」に基づく教育職員免許状のうち、専修免許状を取得するために設置されている。2021年度において、理工学研究科の各専攻で取得できる専修免許状の学校種および教科は、電気電子情報工学専攻で高等学校「工業」「情報」、材料工学専攻と機械工学専攻では高等学校「工業」、応用化学専攻では中学校・高等学校「理科」、システム理工学専攻では中学校・高等学校「理科」「数学」「工業」となっている。2021年度には、建設工学専攻の改組により、社会基盤学専攻が新設され、2022年度より、高等学校「工業」の専修免許状取得が可能となった。また、2023年度には材料工学専攻の取得免許状が中学校・高等学校「理科」に変更となった。

理工学研究科では、専門分野における専門家としての知識と意識を持ち、社会の新しい側面に対応し、それを即戦力として活用でき、さらに持続型社会の構築に貢献できる研究者の育成を目指している。このような人材には、高度な専門知識に裏付けられた、問題発掘能力や定量的に問題を解決する能力さらにはグローバル社会に対応できる能力が求められている。これらの能力が養われるように、大学院修士課程では、国際的に通用する幅広い見識と柔軟思考を両輪とする教育研究が展開されている。教職課程においては、上記の目的にそった教職課程を編成し、文部科学省の課程認定を受けている。実施方針や各教科の免許取得に必要な履修科目の一覧については、インターネット上で「学修の手引」が公表されている（資料 1-1）。

2021年度より全学的な組織として教職支援室を設置し、大学院を含む全学の教職課程の運用に加え、教育目標と教育実践、アウトプットとしての履修生のキャリア形成について、適切な見直し等を全学的に行っている。教職支援室として全学的な運営になったことによって、学部から大学院への連続的な教職課程の教育目標を把握することができるようになっている。

1-2. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定プロセス

芝浦工業大学の教職課程では、教職支援室による検討を経て2021年度に3つの「教員養成の目的」と7つの「教員の養成の目標」を設定しWebページに公表している（資料 1-2）。これらの目的、目標

は、2021 年度から全学組織として設置された教職支援室において、建学の精神、各学部・研究科の教育理念をふまえて、本学教職課程として育成を目指す教員像を検討したうえで設定されたものである。個々の目標設定の際には、東京都や埼玉県等の策定する教員養成指針も考慮し、複数回の検討が行われた。全学としての教員養成の目標が明確化されたことにより、目標に基づいて教職課程としての自己点検・評価を大学全体、各学部（工学部、システム理工学部、デザイン工学部）、大学院において実施し、目標達成のための計画とその評価を通じて、定期的な見直しを行っている（資料 1-3）。

1-3. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直しの状況

教職関連の法令、学生・院生が受験する主要な自治体の教育委員会の方針などを鑑みて、適宜、教員養成の目標の見直しと目標達成のための議論を行う体制は整っている。年度当初には、教職支援室としての行動目標が検討され、同時に前年度の達成状況も評価している。このように、教育目標についての、計画―実行―評価―改善のサイクルが確立しつつある状況である。

一方で、2021 年度に教職支援室において 3 つの「教員養成の目的」と 7 つの「教員の養成の目標」を設定して以来、設定した目標の見直しについては現在までのところ議論されていないため、今後は、法令改正や東京都、埼玉県などの教員採用方針の変更の動きをみつつ、教職支援室を中心とした議論が必要である。

評価項目② 授業科目・教育課程の編成実施

< 評価の視点 >

- **教育課程の体系性**

法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているか

- **ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性**

例えば、教員として身につけることが必要な ICT 活用指導力の全体像に対応して各科目間の役割分担が適切に図られているか、到達目標や学修量が適切な水準となっているか

- **CAP 制の設定状況**

1 単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているか

- **教育課程の充実・見直しの状況**

学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか

- **個々の授業科目の見直しの状況**

学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているか

- **教職実践演習及び教育実習等の実施状況**

教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習（学校体験活動含む）は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われて

2-1. 教育課程の体系性

理工学研究科における教職課程は、法令の規定及び前述の教育目標に基づき、カリキュラムの体系を作成している。専修免許状の取得希望者は、『教育の基礎的理解に関する科目』として「教育学特論」（2単位）もしくは「学校教育社会学特論」（2単位）・「理工学カリキュラムデザイン」（2単位）のいずれかを必ず修得しなければならないこととなっている。これは、専門性の高い大学院の学びの中においては、教員としての資質や教養を身につける機会が少なくなりがちであることから、専修免許状取得を目指す大学院生が、教育的な専門知識を身につける機会として、本学独自に設定しているものである。さらに、所属する各専攻で「教科及び教科の指導法に関する科目」として指定されている科目と上記の「教育の基礎的理科に関する科目」を合わせて24単位以上取得することで、教育職員免許法における専修免許状取得の条件を満たすこととなる（資料1-1、資料1-3）。

これらの科目情報については、科目区分、必修・選択の別、単位区分を明示し、「大学院 学修の手引」に加え、大学院教職ガイダンスにおいても、履修計画を配布資料で示している。また、教職課程（教育職員免許）に関する情報は、芝浦工業大学の Web ページや大学案内パンフレット、「教職課程だより」において掲載している（資料1-4、1-5）。

教職に関する開講科目の教育内容、および担当者の業績については、文部科学省による課程認定を受けて認められている。また、免許取得に必要な科目のほとんどは各専攻で開講されている科目であるため、取得予定の免許状の教科の専門性を高めることが可能となっている点で、教職と専門の科目の関連性は十分にあると考えられる。こうした点において、現状のカリキュラム構成については、理工学研究科教職課程の目標を十分に満たすものになっているといえる。

2-2. ICT の活用指導力など、各科目を横断する重要な事項についての教育課程の体系性

各科目を横断する事項として、ICT 活用指導力については、専門科目においても、情報に関する高い専門性を扱う科目が教職に関する科目として開講されているのに加え、教職の教員が担当する大学院科目の中において、それぞれ理論と実践の両側面から扱っている。オンライン開講の講義形態の授業内においては、プレゼンテーション、ディスカッションもオンラインで実施しており、授業に参加することで、電子媒体での資料のやり取り、オンラインツールの使用方法を身につけることが可能である。また、研究発表やゼミ活動の中においても、ICT を活用する機会は多く、自ずと ICT 指導力が育成されており、ICT の活用指導力については、十分に身につけられているものと考えられる。

2-3. CAP 制の設定状況

理工学研究科の年間の履修科目登録上限は原則として20単位（研究指導科目は除く）としており、学生が無理な履修をしないように指導をしている。このことは、大学院学修の手引および Web サイトにて学生に周知している。また、他専攻科目の履修に関しては、指導教員が必要と認めた場合に最大10単位まで認めているが、講義科目により修了要件に係る単位として認定されないことがあることを学生に指導している。しかし、大学院において、専修免許状を取得する場合は、教育職員免許法により、教育職員免許状の一種免許状を取得している者、または一種免許状を取得できる要件を備えている者が大学院で学び、修士の学位と教科又は教職に関する科目24単位を修得した場合に取得できるとされているため、専修免許状を取得希望の場合は、このうち教職関係の科目2～6単位を除いた18～22単位を履修することとなる。こうした点を含めて、大学院生に対しては、年度初めに教職課程の教員と関係

事務職員による「大学院教職課程ガイダンス」を開催し、科目の選択の仕方、取得すべき単位数、受講手続き、授業外学修時間の管理などの履修指導を行い、履修に関わる問題の早期発見と解決に努めており、1 単位あたりの学修時間を確保する上で、十分に機能していると考えられる（資料 1-4）。一方で、学修状況を把握する仕組づくりには至っていないため、今後は、学修状況の可視化の方法を検討する必要がある。

2-4. 教育課程の充実・見直しの状況

大学院の教職課程については、2021 年度から全学組織として設置された教職支援室において運営がなされており、その充実と見直しが行われている。これまで、教職課程の運営の中心は、学部における一種免許状の取得に重心が置かれがちであった。教職支援室の設置に伴い、教職課程の専任教員、大学院課、各キャンパスの学生課、理工学研究科長室と連携し、今後も、CAP 制への対応を中心に、教育課程の見直しを進めていく。

教育の質の向上に関しては、大学院・大学・学部においてキャンパス教育・研究体制検討委員会や F D 委員会がすでに設置され、恒常的に検証・改革が進められており、各専攻における教職課程教育に関しても、これらの委員会等において、PDCA サイクルによる教育の質の向上や教育内容の妥当性の検証を行っている。

また、芝浦工業大学では、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成し、自らの判断と責任において評価結果を改革、改善につなげるために自己点検評価を行っている。「学校法人芝浦工業大学評価委員会」のもと、「大学点検・評価分科会」「経営点検・評価分科会」「中学・高等学校点検・評価分科会」において自己点検・評価を行い、自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育水準および健全な法人運営の一層の向上を図るため、学外有識者による「大学外部評価委員会」「法人運営外部評価委員会」を実施している。大学院理工学研究科も 2011 年度以降、自己点検・評価を実施しており、社会情勢や教育環境の変化を鑑みて見直しを行ってきた。各年度の自己点検評価については本学 Web ページで公開している。（資料 1-6）

2-5. 個々の授業科目の見直しの状況

教職課程の教員が開講している個々の大学院科目については、履修生の授業内容の修得状況や卒業後の進路に合わせて、適宜、内容の見直しを行っている。特に、現在、「理工学カリキュラムデザイン特論」、「学校教育社会学特論」、「教育学特論」の 3 科目の中から、1 科目以上を選択することが、専修免許状取得の必須条件としているため、特にこの 3 科目については、担当の教員が、学修成果を評価し、授業の改善に役立てるように努めている。

2-6. 教職実践演習及び教育実習等の実施状況

教育実習、教職実践演習は、教育職員免許状第一種を取得する際に履修する科目であるため、専修免許状の取得を目指す大学院の教職課程では実施していない。

評価項目③ 学修成果の把握・可視化

< 評価の視点 >

- 成績評価に関する共通理解の構築

同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができているか

• **教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況**

教員の養成の目標の達成状況を明らかにするための情報、例えば、卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況のほか、所在する都道府県・政令指定都市教育委員会の策定する教員育成指標や「教学マネジメント指針」が適切に設定されており、それがどの程度達成されているか、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できているか

• **成績評価の状況**

各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっているか

3-1. 成績評価に関する共通理解の構築

大学院においては、教職を履修する大学院生においても、所属する各研究室における研究指導が中心的な活動となる。それに関連して、専修免許状取得に必要な科目は、大学院に所属する専門の教員が担当しているため、成績評価については、基本的に理工学研究科の各専攻における基準によって行われている。教職を担当している専任教員も5名中3名が大学院に所属（システム理工学専攻2名、社会基盤学専攻1名）しており、理工学研究科における成績評価の方針や規準等については、情報共有をしつつ、共通理解を構築することが可能な状況となっており、成績評価に関する共通理解の構築はできているといえる。

3-2. 教員養成の目標達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

理工学研究科における専修免許状の2023年度の取得状況としては、中学校「数学」1名、高等学校「数学」1名、中学校「理科」5名、高等学校「理科」5名、高等学校「工業」1名となっている。この中からは、実際に自治体の教員採用試験に合格し、専修免許状保持の教員として教壇に立っている卒業生も複数名おり、教員養成としての実績も上がってきている。卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況については大学 Web ページを通じて外部に公開している（資料1-2）。

専修免許状を取得するためには第一種教育職員免許状の取得が前提の要件となっているため、大学院で専修免許状を取得する大学院生は全員、教育実習を終えている状況である。そのため、大学院の教職課程では、「教職カルテ」は作成していない。その代替策として、年度初めには「大学院教職課程ガイダンス」を実施し、履修生の把握と状況確認を行っている。加えて、芝浦工業大学の LMS（Learning Management System）を使用して、毎年4～5月ごろに、専修免許状取得の意思確認と取得希望免許状の種類の把握を行っている。専修免許状取得希望者の中には、学部生の段階で自治体の教員採用試験に合格し、大学院進学のために採用名簿への記載を待ってもらう「猶予制度」を使用している者もいる。猶予制度の条件は自治体ごとに異なっているため、こうした情報の把握と適切な指導が、教員養成の成果につながるため、学部とは異なる視点での目標達成状況の把握を行っている。

一方で、大学院独自のアセスメントプランは未策定の状況である。今後は、これまでの大学院における専修免許状取得状況、進路状況を鑑みて、アセスメントプランの策定を行い、学修成果の可視化を進めていく。

評価項目④ 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）

<評価の視点>

・教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

教職課程に関する積極的な情報提供の実施ができているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れているか

・学生に対する履修指導の実施状況

必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているか、「履修カルテ」を適切に活用できているか

・学生に対する進路指導の実施状況

学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されているか

4-1. 教職課程を履修する学生の確保に向けた取組の状況

芝浦工業大学においては、年々、大学院進学率が上昇しており、学部時代に教職を履修し、一種免許状を取得して、大学院に進学する学生も増えてきている。また、昨今の教育現場においては、専修免許状を持っている専門性の高い教員が望まれている。その一方で、専修免許状を取得する意味や意義が、学生たちに十分に伝わっていない現状がある。こうした現状を受けて、毎年、各学部の学生課と連携し、教員免許状を取得して本学の大学院に進学した学生をリストアップして、年度初めの「大学院教職ガイダンス」への出席を促している。また、4年生の教職実践演習の講義内においても、各授業担当者より、大学院進学後に専修免許状が取得できることを学生に周知するようにしている、こうした取組もあり、年度ごとにばらつきはあるものの、専修免許状取得者が確実に輩出されるようになってきている。

4-2. 学生に対する履修指導の実施状況

履修指導としては、年度の初めに行う「大学院教職ガイダンス」にて、理工学研究科で専修免許状を取るための履修方法、単位数の説明、注意事項などを説明している。その他、個別対応が必要な場合には、前期と後期にそれぞれ、教職の専任教員が担当する大学院科目が開講されているので、授業の前後の時間を使って、個人面談などを行って、専門と教職のバランスの取れた学修ができるように指導を行っている。履修指導をきめ細やかに行うためには、まずは大学院で専修免許状を取得する大学院生の存在の把握が重要となってくる。以前はこの点が十分に機能していなかったが、教職支援室が発足し、大学院を含む全学体制となったことを機に、大学院の教職履修生の把握を行い、ガイダンスを徹底するようになったことで、大学院生に対する履修指導がいきわたるようになってきている。

4-3. 学生に対する進路指導の実施状況

進路指導としては、学部4年生の「教職実践演習」の中で、大学院進学後に専修免許状が取得できる旨をアナウンスしている。また、年度初めの「大学院教職ガイダンス」の中においても、専修免許状取得についてのアナウンスの他、大学院1、2年次で教員採用試験を受験予定の大学院生を把握し、状況に応じて、大学のキャリアサポート課が実施している教職のエキスパートによる面談練習、小論文添削の案内をしている。大学院生の場合、大学4年次に教員採用試験に合格し、各自治体による「猶予制度」を利用して、教員採用候補者名簿への掲載を2年間、待ってもらえるケースもみられる。その場合は、専修免許状取得が必須条件である自治体が多いため、こうしたケースを早めに把握し、専修免許状取得を促すことも行っている。

2023年度は、大学院修了者から、中高理科の教員が2名、輩出されている。専修免許状を取得している専門性の高い教員は、社会的有用性といった観点からも大変重要な存在であるため、本学の教職課程としても、引き続き、大学院生への進路指導に力を入れていく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学院の教職課程の長所としては、取得可能な免許状の教科に対して、各専攻科における専門性の高い講義と研究指導と教職の教員が担当する学部の教職課程での学びをさらに発展させた内容の講義を両方履修することによる、専門性と教員の資質能力の双方を育成することのできるカリキュラム構成となっていることである。また、教員採用試験受験に向けての個別指導、「大学院教職ガイダンス」の実施による履修指導、免許状の申請方法の周知、各種連絡事項の伝達など、教員と職員の協働による専修免許状取得に向けてのサポート体制が整備されている点も長所として挙げられる。

大学院理工学研究科教職課程における主な問題点は以下のとおりである。

まずは大学院においても、独自のアセスメントプランを作成することが挙げられる。学部の第一種免許状取得に向けた教育目標、目的の整理、アセスメントプランについては、すでに検討が終わり、実施の段階を迎えている。大学院についても、基本的には同じ目標・目的、アセスメントプランで運用しているが、専修免許状取得を目指すという独自性を加味した、大学院独自のものも検討する必要があるものと考えられる。

次に、より強化すべき点として、専修免許状取得を目指す教職履修生の把握と、指導のための履修状況、教員採用試験受験状況等の情報収集の手段のさらなる整備である。大学院の教職課程を有効に運用するために何よりも重要なことは、専修免許状取得希望者の正確な把握である。この点については、試行錯誤を繰り返しながらも、以前に比べると、把握方法も整いつつあるが、専修免許状の存在を知らない学生がいたり、教員採用試験に合格している学生が、専修免許状取得が猶予制度の条件であることを知らなかったりするケースがあったりと、課題が残っている状況である。学部時代の情報と大学院での情報の紐づけも含め、今後の課題であると考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学院のアセスメントプランについては、今後、具体的な検証方法（項目）を、教育目標・カリキュラムポリシーに照らして検討し、専修免許状取得のための質的水準が達成されているかどうかチェックを行えるように、各専攻と連携して準備を進めていきたい。

また、専修免許状取得希望者の把握の強化については、大学院における専修免許状取得希望者の把握方法を大学院課、学生課と連携して整備し、大学院入学後の「大学院教職ガイダンス」への参加を積極的に促していく。また、専修免許状取得希望者用の教職カルテの作成を検討したい。

2020 年度以前においては、大学院で教職を履修している学生の把握が十分ではなく大学院における教職課程の教育目標、指導体制も十分に整備されていたと言い難い状況であった。加えて、学部時代と比べると、教職履修生への連絡手段をはじめとして、きめ細やかなフォローが行き届きづらいところがあった。しかし、2021 年度の教職支援室の設置により、大学院における専修免許状取得希望の院生に対する履修指導、大学院の 3 つのポリシーと教職課程の教育目標の関連性の確認、教育の質保証のチェック体制が整備されるようになった。また、学部での教職課程における一種免許状の取得と大学院における専修免許状の取得についても、連続性を意識したうえで、高い専門性を有する教員養成を実現することが可能な体制も整いつつある。

芝浦工業大学においては、大学院に進学する学生が増加しており、それに伴って、専修免許状取得希望者も増加し始めている。専門性の高い教員は、社会からも強く求められる人材である。今後も、学部教育との連続性の上で、高い専門性を持った教員養成の方策を検討していくこととしたい。

4. 根拠資料

- 1-1 芝浦工業大学大学院理工学研究科「学修の手引」https://www.shibaura-it.ac.jp/campus_life/class/class.html
- 1-2 芝浦工業大学 Web ページ「教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく公表事項」
https://www.shibaura-it.ac.jp/assets/PDFteacher-training_license22-6/teacher-training_license22-6.pdf
- 1-3 理工学研究科 2024 年度新入生対象「大学院教職ガイダンス」配付資料
- 1-4 芝浦工業大学 Web ページ「教育職員免許について」https://www.shibaura-it.ac.jp/career_support/education_course/
- 1-5 「教職課程だより」
- 1-6 芝浦工業大学自己点検評価 <https://www.shibaura-it.ac.jp/about/education/evaluation/inspection.html>